

# Universal Mind & Action

ユニバーサルマインド & アクション

Vol.1 マインド編

IEC

## はじめに

近ごろ「ダイバーシティ (=多様性)」という言葉をよく耳にします。長い間、性別・年齢・人種・性的指向・障害など、さまざまな社会の属性において「マイノリティ (少数派)」とされる人たちは、いわれのない差別や迫害を受けたり、生活上の困難を強いられたりしてきました。

ダイバーシティとは、こうした差別や偏見をなくし、さまざまな価値観を互いに認め合おうとする考え方のことです。今や世界各国で、全ての人々が自分の能力を発揮し、安心して生き生きと暮らせる「ユニバーサル社会」の実現を目指す動きが広がっています。

日本でも、障害の有無や年齢などにかかわらず、国民一人ひとりが社会活動に参加し、人格と個性を尊重して支え合いながら共生することを目標として、2018年に「ユニバーサル社会実現推進法(ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)」が定められました。

また、ビジネスにおいても、多様な価値観を国際的な競争力の強化につなげる「ダイバーシティ・マネジメント」に取り組む企業が増えています。本講座は、こうした背景から、特に障害者や高齢者、ベビーカー利用者などの社会的弱者を対象に、職場や日常生活での向き合い方を、ソフト・ハードの両面から学ぶことを狙いとしたものです。

これからの時代、皆が共に働き、共に暮らすための「ユニバーサルマインド(心がまえ)とユニバーサルアクション(行動)」は、ビジネススキルとして不可欠なものになっています。いろいろなシチュエーションを想定した本講座のテキストで、きめ細やかで実践的な対応力を身に付けていきましょう。



本講座のテキストはユニバーサルデザイン (UD) フォントを主に使用しています。UD フォントは、誰にでも見やすく、読みやすいデザインの文字です。最近では高速道路の標識をはじめ、公共機関の案内板も視認性が良いものへの変更が進められ、UD フォントが採用されることが増えてきています。

# Universal Mind & Action

ユニバーサルマインド & アクション

Vol.1 マインド編

はじめに .....	2
学習のすすめ方 .....	6

## 第1章 障害者の権利

誰もが生き生きと活動できる社会を目指して

Lesson 1 障害は「個人」ではなく「社会」の問題 .....	8
Lesson 2 分け隔てのない「共生社会」の実現へ .....	10
Lesson 3 共生社会の実現を阻む「不当な差別」とは .....	12
Lesson 4 さまざまなバリアの問題点を理解しよう .....	14
Lesson 5 「集団」から「個人」に向けた配慮 .....	16
Column 「障害者雇用促進法」と職場での合理的配慮 .....	18

## 第2章 身体障害

日本の身体障害者は1,000人当たり34人

Lesson 1 身体障害のさまざまな種類を知っておこう .....	20
Lesson 2 視覚障害者とのコミュニケーション .....	22
Lesson 3 耳の機能障害のサポート .....	26
Lesson 4 「話す」「食べる」口・鼻・のどの障害 .....	30
Lesson 5 手や足・全身に関わる「肢体不自由」 .....	34
Lesson 6 周囲の目に見えない「内部障害」 .....	38
Column 日本の在宅身体障害者数とその内訳 .....	44

# CONTENTS

## 第3章 精神障害

### 心の病気・発達の個性と向き合う

- Lesson 1 精神障害者に対する認識を深めよう ..... 46
- Lesson 2 若年者の発症が多い「統合失調症」 ..... 48
- Lesson 3 気分の浮き沈みが激しい「気分障害」 ..... 50
- Lesson 4 突然の発作が起きる「てんかん」 ..... 52
- Lesson 5 自分をコントロールできない「依存症」 ..... 53
- Lesson 6 脳の損傷による「高次脳機能障害・失語症」 ..... 54
- Lesson 7 生まれつき脳の発達が異なる「発達障害」 ..... 56
- Column 「精神・発達障害者しごとサポーター」を目指そう ..... 60

## 第4章 知的障害

### 長い歴史の中で偏見と闘う

- Lesson 1 3つの基準で判定する「知的障害」 ..... 62
- Lesson 2 知的障害者の特性と職場への受け入れ ..... 64
- Lesson 3 出産の高齢化により発症率が高まる「ダウン症」 ..... 66
- Column 知能指数 (IQ) の意味を知っていますか? ..... 68

## 第5章 少子高齢社会

### 高齢者と子どもの支援で元気な社会をつくる

- Lesson 1 日本が直面する「超高齢社会」の問題 ..... 70
- Lesson 2 社会全体で向き合う「認知症」 ..... 72
- Lesson 3 出産の高齢化と少子化 ..... 74
- Lesson 4 妊婦の不安を解消するサポート ..... 76
- Column オレンジ色で「認知症」を支援 / 子育てサポート企業の「くるみん認定」 ..... 78

# 学習のすすめ方

## ① 学習のスケジュールを立てる

学習を始める前に、講座全体の学習スケジュールを考え、決めておきましょう。必要に応じて、メモを取ったり、思い付いたことを書き留めたりするための専用のノートを用意するのもよいでしょう。



## ② 学習をすすめる

まず、テキストを読み、重要だと思った箇所には下線を引くなどしましょう。自分の身近にいる障害者や高齢者を思い描いて、理解と配慮を自分ごととして身に付けていきます。覚えたことを実際の場所で試してみる機会があれば、積極的に実践しましょう。



## ③ 課題を提出する

学習が終了したら、課題に取り組みます。はじめは、テキストを見ずに取り組んでみましょう。わからない部分については、テキストを読み返しながら、解答を記入します。全てに解答し終わったら、期日までに提出してください。

# 第1章

## 障害者の権利

誰もが生き生きと  
活動できる社会を目指して

世の中のものは、基本的に多数派に合わせてつくられています。例えば、ハサミもパソコンのマウスもほとんどが右利き用で、左利きの人が自分に合う特別なものを探すのはひと苦労です。障害のある人なら、生活の中でそのような苦労をもっと経験していることでしょう。そのために、周囲からますます特別な目で見られることも少なくありません。

しかし、それは本当に「特別」なことなのでしょうか。大多数に当てはまるものが「普通」だという考え方は、大切なことを見落とす危険をはらんでいます。そもそも1人として同じ人はいません。つまり、誰もが特別な存在ともいえるのです。

障害の有無は人を分け隔てるものではなく、誰もが等しく生きる権利を持っている——今日、障害者の権利は国際的な条約によって守られています。世界で、そして日本で障害者を取り巻く社会がどう変わってきたのか、まずはそこから学んでいきましょう。

### ★学習スケジュール

	予定日	実施日		予定日	実施日
Lesson 1	/	/	Lesson 4	/	/
Lesson 2	/	/	Lesson 5	/	/
Lesson 3	/	/			

# Lesson 1

## 障害は「個人」ではなく「社会」の問題

### 「障害」の原因はどこにある？

「障害」とは、そもそも何でしょうか。辞書で意味を調べると「活動の妨げとなるもの」とあります。それなら「障害者」とは、何らかの妨げがあって活動しづらい人、といえるかもしれません。

障害は心身機能の不具合によって起こるものです。したがって、それに対処するには自己の努力と医療の力で適切な訓練や治療を受けるのが当たり前だと、昔は思われていました。このような考え方は「**医学モデル**」と呼ばれ、障害は個人の問題だとするものです。

しかし、障害者にとって、これはとても厳しい見方です。例えば、もし高い塀をいきなりよじ登れと言われたら、あなたはどうしますか。中にはできる人もいるでしょうが、いくら頑張ってもできない人は、諦めて自分を責めてしまうかもしれません。

そんな時、塀にはしごが掛けられたとしたら、どうでしょう。それなら無理をしなくても多くの人が簡単に登れます。自分の力が及ばなければ、別の手立てを使って解決することもできるのです。

障害者に対しても、これと同じような考え方が当てはまるのではないのでしょうか。つまり、障害の原因は本人だけではなく社会の仕組みにもあり、設備や環境を整えれば障害ではなくなるということです。

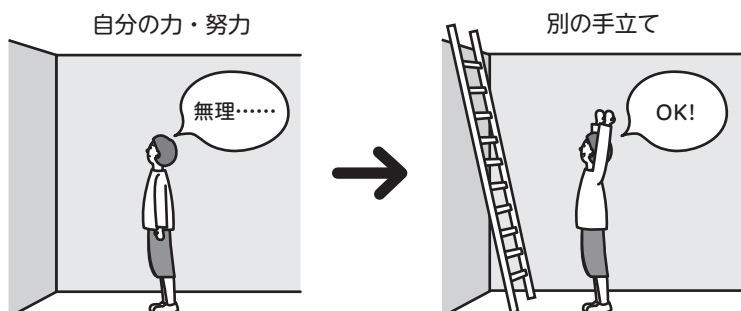
これを障害の「**社会モデル**」といい、現在は医学モデルよりも重視される考え方になっています。

#### POINT 1

医学モデル：障害は個人の問題とする考え方

#### POINT 2

社会モデル：障害の原因は本人だけではなく社会の仕組みにもあるという考え方





## 社会モデルが世の中にもたらす変革

障害の社会モデルが生まれた背景には、次のような流れがあります。

まず、2001年に世界保健機関（WHO）でICF\*（国際生活機能分類）が採択されました。それまでの分類法では障害はマイナスという見方でしたが、ICFは障害の有無にかかわらず、全ての人間の生活機能を「心身機能・構造」「活動（生活行動）」「参加（社会的役割）」の3つに分類し、健康上の問題を理解する基本概念としました。

2006年には、国連総会で全ての障害者の尊厳と権利を保障する「障害者権利条約」が採択され、ここから障害の社会モデルという概念が急速に普及していきます。

これを受け、日本では、障害者に対する**差別や権利の侵害を禁じ**、障害者が暮らしやすいように**周囲が合理的な配慮**をすること、さらに、そうした教育や取り組みを推進することを定めた「**障害者差別解消法**」が2013年に制定されました。こうして国連の条約が求める水準に達したことで、2014年に日本の障害者権利条約の批准が承認されました。

このような法の整備に伴い、障害者の雇用が進み、社会参加の機会も増えてきました。また、施設的设计に誰もが自由に動ける**ユニバーサルデザイン**が取り入れられるなど、社会全体での取り組みも進められています。

### \* ICF

International Classification of Functioning, Disability and Health

### POINT 1

日本では「**障害者差別解消法**」が2013年に制定された

### 「医学モデル」と「社会モデル」

	医学モデル	社会モデル
障害とは……	異常・不利	個性
原因は……	病気やけがなど 個人の問題	環境の未整備など 社会の問題
解決法は……	自己努力・医療	社会の取り組み

ユニバーサルマインドの基本となる考え方

## Lesson 2

# 分け隔てのない「共生社会」の実現へ

## 障害者差別解消法が生まれた背景

障害者差別解消法は、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、制定から3年後の2016年4月に施行されました。

従来の障害者基本法（1970年制定）においても、障害者の差別を禁じ、基本的人権を守ることが定められていましたが、障害者差別解消法では障害者権利条約に基づき、障害による分け隔てをなくして「共生する社会の実現」という文言が新たに加わりました。

共生する社会とは、誰もが一緒に暮らしていけるユニバーサル\*な社会のことです。教育現場を例に挙げると、日本では長い間、障害のある子どもたちは普通学級ではなく、特別支援学級に通っていました。しかし、障害のある子どもない子ども同じ場所で共に学ぼうというのが、これからの時代に求められる教育システムのあり方です。

障害者差別解消法は、他にも医療・福祉、交通機関や情報サービスなど、さまざまな分野に適用されます。ただし、雇用については「障害者雇用促進法」という法律が別に定められています（P18参照）。

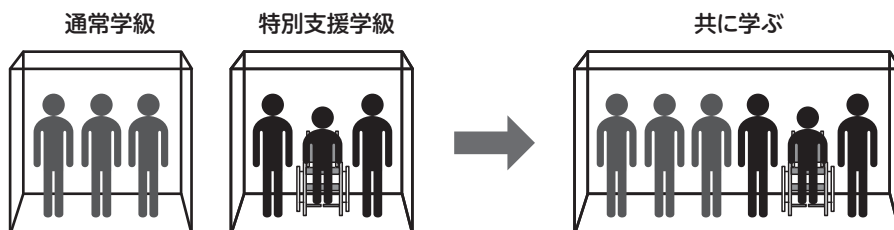
もちろん全員一緒にすればそれでいいというのではなく、障害のある人が不便や不自由を感じることをないような工夫が必要です。そのためには何が問題か、それをどう解決するかを皆で考えていくことが、今まで以上に大切なのです。

### \*ユニバーサル

障害者権利条約では、全体を包み込み、個々の能力を最大限に発揮できるような環境について「インクルージョン（inclusion=包括）」という表現が使われている

### 障害者権利条約に基づいた「ユニバーサル社会」

- それぞれの場所から、皆で共に過ごす社会へ



## 障害者差別解消法が定める2つの義務とは

障害者差別解消法では、共生社会の実現に向けて、国や都道府県・市区町村の自治体、独立行政法人などの行政機関と、民間企業や店舗などの事業者に対し、次の2つのことを義務づけ\*ています。

1つ目は、「**不当な差別的取扱い**」の禁止です。これは正当な理由がないのに障害者に対していろいろなサービスの提供を断ったり、場所や時間を制限したりするなど、障害のない人よりも不利な扱いをすることの禁止です。

2つ目は、「**合理的配慮**」の提供です。合理的に配慮するとは、障害のある人が手助けを求めた時に無理のない範囲で対応するという意味です。例えば、車いすの人がスムーズに電車に乗れるよう、駅のホームと車両の間にスロープ板を置くのも、鉄道会社が行う合理的配慮の1つといえます。

わずかな段差でも足が不自由な人にとっては移動の妨げになりますし、視力の弱い人には標識が見えにくいこともあります。こうした社会の中のバリア（障壁）は、まだまだ至る所にあるものです。誰もが不自由なく安心して生活できるよう、業種を問わず、企業にもさまざまな対応が求められていることを意識してください。

\*2つのことを義務づけ：行政機関は法的義務を負い、事業者は努力義務を負う

### 行政機関と事業者に義務づけられていること

- 「不当な差別的取扱い」の禁止
- 「合理的配慮」の提供

